

量の推計

## 人口民族部研究報告會

## 彙報

- 農村人口移動調査について——埼玉縣兒玉郡藤山村  
人口移動調査結果(昭和十八年八月五日)

内藤研究官補

- 南洋群島人と歐羅巴人との混血家系調査研究(昭和十八年八月十八日)  
篠崎図託

厚生省研究所人口民族部に於いて製作せるその後の参考資料の目録を掲げれば左の如くである。

## 人口問題研究資料

- 17 昭和十七年及同十八年在朝鮮朝鮮人並在臺灣本島  
人年齢別推計入日

人口基本調査結果表(昭和十七年一月二十日現  
在)千葉縣安房郡稻都村

- 18 同一千葉縣安房郡西條村  
同一千葉縣安房郡佐久間村  
同一千葉縣安房郡豐房村  
同一千葉縣東葛飾郡梅郷村  
同一千葉縣人間郡東吾野村  
同一千葉縣隱岐島知夫村  
同一千葉縣隱岐島中條村  
モンゴルト著「銃後の人口政策」に就て

## 人口民族部特別懇談會

- 民族と社會(昭和十八年九月二十二日)  
甲田研究官補  
査官美濃口時次郎氏を招き「マルサスの人口原理について」なる題下に同氏の研究報告をきゝ種々懇談した。

(一) 暗渠排水客土事業約四十萬町、小川排水事業  
受益面積約六十萬町(約三分の一は暗渠排水事業  
に伴ふ)を目的として本年度内急速に擴充實施すること

ること

(二) 本事業の実施には努めて地元農業團體の活動  
を促進し諸般の手續を簡易ならしめ迅速に事業の  
進捗を期し得る如く措置することとし、なほ實狀  
に應じ農道の整備をも實施すること

(三) 本事業は國家的要請に應じ大規模且急速にこ  
れを完成すべきものなるを以て的確敏速に事業の

遂行を期し得る如く特別なる助成措置をなす等萬

10

國土計畫資料

昭和十八年以降五箇年道府縣別生產年齢人口補給

改良事業の急速擴充を中心としてある點が注目せられる。國庫支出は三億乃至五億圓と見積られ、實施は本期のものは二乃至三ヶ年の繼續事業となる筈である。  
昭和十八年稻刈入れ直後より今冬にかけて行はれ、長期のものは二乃至三ヶ年の繼續事業となる筈である。

第二次食糧增産對策要綱

國民食糧確保の絶對的要請に應じ食糧自給力の飛躍的増強を期するため國民全般の意、昂揚せる增産熱意の下に既定諸方策の外更に左に依り増産對策を實施せんとする。

## 第一、土地改良事業の急速擴充

- 十五日) 甲野図託

- 民族と社會(昭和十八年九月二十二日)

甲田研究官補

農地の改良事業は食糧增産の確實なる基礎を造成するものにして水稻の增收は勿論裏作の擴張改良またこれに依りて實現せられ國內食糧生產力増強の根幹として最も緊要適切の施設なるを以てこの際暗渠排水客土小川排水等の改良事業を廣範圍に亘り急速に擴充實施せんとす、なほ急速完成し得る水田の造成にも努むるものとす。

(一) 暗渠排水客土事業約四十萬町、小川排水事業  
受益面積約六十萬町(約三分の一は暗渠排水事業  
に伴ふ)を目的として本年度内急速に擴充實施すること

ること

(二) 本事業の実施には努めて地元農業團體の活動  
を促進し諸般の手續を簡易ならしめ迅速に事業の  
進捗を期し得る如く措置することとし、なほ實狀  
に應じ農道の整備をも實施すること

(三) 本事業は國家的要請に應じ大規模且急速にこ  
れを完成すべきものなるを以て的確敏速に事業の

全の方途を講ずること、なほ事業の迅速なる進捗を圖るため必要に應じ法制的措置を講ずること

(四) 農地開発事業の實施に付ては既定計畫に検討を加へ急速に效果を期し得るもの外は一時これを中止するを原則とし農地開發營團の事業にも適當なる調整を加へ、その餘力を土地改良等に活用すること

(五) 本事業の實施に必要な土管その他資材の確保に付ては特に遺漏なき措置を講ずること

## 二、裏作の擴張改良

土地改良に依り裏作可能面積を擴張してこれに付ては地方の實情をなすは勿論苟も裏作可能の耕地に付ては特設育苗圃設置の繼續擴張等をなすこと

に即し麥、春馬鈴薯等食糧作物作付の徹底的勵行を圖るものとし濕田利用に付ても格段の措置を講ぜんとする

## 三、土地利用の強化

食糧農産物の増産を目指として有ゆる土地に付ての利用を強化するため實情に應じ適宜の措置を講ぜんとする

## 六、農業労務動員の強化

農業労力の確保は増産達成上の絶對要件なるを以て

しむるを原則とし、空荒地その他農作に利用しえる有ゆる土地を動員して雑穀、諸類等の生産に活用するの外立地條件に應じ飼料作物の栽培に努むること

## (二) 農耕地の他用途への轉換

農耕地の他用途への轉換はこの際極力これを抑制し工場等の建設に付ては農耕地以外に立地せしむるを原則とし、空荒地その他農作に利用しえる有ゆる土地を動員して雑穀、諸類等の生産に活用するの外立地條件に應じ飼料作物の栽培に努むること

## (二) 花卉等不急作物の作付

花卉等不急作物の作付を抑止するとともに農業上の立地條件その他を勘案し陸稻の甘藷への轉換、桑園(改植の施設を伴ふ)果樹園等に付食糧生産への轉換活用を促進するものとし必要な助成等の措置を講ずること

## 四、諸類の割期的増産

ひ特に左の諸點に努むるものとす

(一) 甘藷優良苗の急速なる普及を目途とし特設育苗圃設置の繼續擴張等をなすこと

(二) 明年春馬鈴薯の増産にはこの際特に重點を置き濕田の利用及種薯節約方法の普及等が必要なる措置を講ずること

## 五、優良種苗の確保普及

優良種苗の育成普及に關する方策を強化するとともに種苗の確保に必要な措置を講じ種苗價格の適正を圖るものとす

## 六、農業労務動員の強化

農業労力の他部門への轉移の抑制、學徒の農業労務の動員強化等につき格段の方途を講ぜんとする

## 七、農業技術指導態勢の刷新充實

技術改善を農家に滲透せしむる爲技術指導を戰力に推進し得る如く適切なる措置を講ぜんとする

## (二) 農業勞務の調整移動を最速適期に實施するた

め關係行政事務の簡捷を期するとともに所要機構の整備充實を圖ること

## (二) 農業勞務の調整移動を最速適期に實施するた

め關係行政事務の簡捷を期するとともに所要機構の整備充實を圖ること

## (二) 農業勞務の調整移動を最速適期に實施するた

め關係行政事務の簡捷を期するとともに所要機構の整備充實を圖ること

化を圖らしむると共にその技術指導力を強化するため必要な措置を講ずること

(二) 各都道府縣の農事試驗場は實際の技術指導機關たる如く措置し篤農等を參與せしめ各地方の立地條件に即したる基礎的試驗研究調査に付ては中央農事試驗場の機構を擴充する等適當なる方途を講ずること

(二) 各都道府縣の農事試驗場は實際の技術指導機關たる如く措置し篤農等を參與せしめ各地方の立地條件に即したる基礎的試驗研究調査に付ては中央農事試驗場の機構を擴充する等適當なる方途を講ずること

本要綱の實施に付必要な豫算的措置を講ずること

(二) 各都道府縣の農事試驗場は實際の技術指導機關たる如く措置し篤農等を參與せしめ各地方の立地條件に即したる基礎的試驗研究調査に付ては中央農事試驗場の機構を擴充する等適當なる方途を講ずること

事業の促進を圖ることになった。

**緊急食糧増産事業單價補助率新舊比較表**

(平均標準單價)

事業名	單價	補助率
暗渠排水	内 四九八〇	内 三八・〇〇
土客	七七・〇〇	割 五三・二〇
小用排水	西三・三〇	六・五
開田	四六〇・〦〦	四・五
農道(未定)	一 五〇	一 四・〇

【註】小用排水補助率五割は百町歩以上、四割は百町歩以下

**應徵士服務紀律の公布**

應徵士服務紀律は、昭和十八年八月十日付官報にて左の如く公布せられた。

**應徵士服務紀律**

(昭和十八年八月十日  
厚生省令第三十六號)

第一條 國民徵用令第十六條ノ五ノ規定ニ基ク應徵士ノ服務ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 應徵士ハ徵用ノ本義ニ則リ左ノ紀律ヲ遵守スベシ

一 應徵士ハ職紀ヲ尚ビ責任ヲ重ンジ全能ヲ奮ヒ誠心職務ニ勉勵スベキコト

二 應徵士ハ至誠上長ニ服從シ上下相信倚シ和衷協同互ニ敬愛スベキコト

三 應徵士ハ率先挺身部下ノ模範トナリ其ノ信望ヲ

一身ニ聚ムル如キ行動ヲ爲スベキコト

二 謹責

三四

四 應徵士ハ智識技能ノ鍛磨ニ努ムベキコト  
五 應徵士ハ氣節ヲ尚ビ廉恥ヲ重ンジ苟モ應徵士タ

ルノ名譽ヲ毀損スルガ如キ所爲アルベカラザルコト

第六條 龍免事業主タル應徵士ノ懲戒ハ厚生大臣、其ノ他ノ懲戒ハ當該管理工場若ハ指定工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監)之ヲ行フ

第七條 應徵士ハ別表制式ニ依ル徽章ヲ左肋ニ裝著ス以テ之ヲ公告ス

第八條 大臣懲戒(訓告ヲ除ク)ヲ行ヒタルトキハ官報ヲ

第九條 應徵士ハ機械、器具、材料、製品其ノ他ノ物資ヲ尊重シ苟モ粗略ノ取扱アルベカラザルコト

第十條 應徵士ハ自己ノ職務ニ關スルト否トヲ問ハズ知悉シタル機密ヲ保持シ防諜上遺憾ナキヲ期スベキコト

第十一條 應徵士ハ生産遂行ノ全責任ヲ負荷セラレタルモノナルノ自覺ニ徹シ率先垂範前條ノ紀律ヲ遵守スルノ外常ニ士氣ノ鼓舞ニ努メ明確ナル企圖ノ下ニ適時適切ナル指揮ヲ爲スト共ニ工場事業場總員一家ノ肉親的團結ヲ圖リ以テ戰力增强ノ責ヲ果スベシ

第十二條 應徵士ハ本分ニ悖ル所爲アリタルトキハ之ヲ懲戒スルコトヲ得

第十三條 應徵士ハ左ノ三種トス

